

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画を児童福祉法の趣旨にのっとり、保育所の理念や保育方針に基づき作成しています。子どもの発達段階に応じた保育目標を掲げ、子ども一人ひとりの成長だけでなく集団としても活動を充実できるように、養護と教育が一体となる保育を行っています。</p> <p>全体的な計画の策定プロセスは同一法人で策定した土台となる計画をもとに、基本的な項目を地域の実態や園の特性を鑑み変更を加え、そぐったものになるよう策定しています。指導計画全般の見直しは年度末に行っており職員の意見も取り入れています。今後は新人などの意見もより多く取り入れていきたいとしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>生活にふさわしい場として、子供が心地よく過ごすことができる環境整備を行っています。保育室の温度は22度、湿度は45%位に設定し加湿機能のある空気清浄機を各クラスに設置しています。寝具はシーツと掛タオルは週1回、毛布は2週に1回の頻度でレンタル業者が定期的に交換して清潔を保っています。布の玩具やおぶい紐は毎日、消毒スプレーで殺菌し週1回洗濯しています。設備の消毒も定期的に行っており、チェック表を作成して管理しています。家具や遊具は出来るだけ角の無いものを選んでいますが、丸みが足りないものは安全クッションを取り付けて怪我の防止に努めています。食事を摂るスペースと午睡や遊びに使用するスペースを分けて寝食分離の保育環境を整え、保育士の動線に配慮しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っています。すぐに全面否定せず、子供の主張を受け止めながら、何故いけないのかをしっかりと伝えるようにしています。他のクラスの保育士や事務員も保育に参加できるよう子ども一人ひとりの状態を普段から報告しあい、園の職員全体で対応出来るように協力体制を築いています。声掛けするときは肯定的な言葉かけを心がけており、子どものやる気を削ぐような、「ダメ」や「早く」などの言葉は使わないよう努めています。園長や主任が保育現場で観察し、気づいた都度に指導をしています。年1回「人権擁護のためのチェックリスト」を実施し保育士がやってはいけない言動について再確認しています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるように配慮しています。発達過程に応じた生活習慣を身につけられるよう年齢に合わせた目標をたてて保護者との共通理解のもとに生活習慣の習得を行っています。子どもに無理に押し付けることが無いように自発的に「やってみたい」と思えるような言葉かけをしています。</p> <p>特に幼児は「やりたい気持ち」を大事にし、さり気なく手を添えたりして自分で出来たという達成感を味わえるようにしています。なぜ鼻をかむのか、なぜ手を洗うのかなど理由があることを理解し納得できるように具体的に説明するようにしています。子どもの登園時間に開きがあるため、早めに眠くなる場合には例え食事時間であっても、ごく短時間の仮眠を取ってその後の時間を一緒に過ごすように活動と休息のバランスを取るようにしています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。子ども同士でやりたい遊びの意見を出して、椅子取りゲームやハンカチ落としなど時間のある限り候補に挙がった遊びを順番に行ったり、子どもたちがどこに散歩に行く、何の遊びをするなど自発的に決める機会を意図的に設けています。</p> <p>子どもが挑戦したことを、結果だけでなく工程も褒めることで、子どものやりたい気持ちを育てています。雨の日以外は外に出て園庭や近隣の公園などで進んで身体を動かしたり、周辺の消防署や警察署、または郵便局まで働く車を見にいくなど、長距離を歩いて運動量を多く取れるようにしています。ルールのある遊びや友人と協力して行うゲームを取り入れることで協調性や社会性を伸ばしています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児に対し職員2名、時間帯により3名体制で保育に当たっています。乳児保育において、適切な環境を整備し、擁護と教育が一体的に展開されるよう保育の内容や方法に配慮をしています。触ってはいけないものがある空間を柵で仕切ること、自由に動き回れる安全な空間を確保しています。</p> <p>0歳児が好む音の出る玩具や、手触りを感じられるような素材で出来た手作りの玩具を用いて安全で安心して楽しめるような環境を提供しています。0歳児クラスでは保育士を固定に配置することで情緒の安定と愛着関係の促進を図っています。連絡帳で日々の様子を詳しく記載し、家庭での様子も把握しながら保護者との連携の中、信頼関係を構築しています。栄養士がクラスに入り食事の援助をすることで発達状況を把握し食材の切り方や調理の仕方を決める判断材料にしています。</p>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳以上3歳未満児の保育において擁護と教育が一体的に展開されるように適切な環境を整備しています。1人ひとりの子どもの発達過程に応じて保育が出来るよう、個別指導計画や観察記録を作成し目標を定めて保育に当たっています。身支度などを自分でやろうと挑戦する姿が増えてきているため保育者が手を貸しすぎないように気を付け、すぐに「やって」と言う子どもには自分でやってみよう促すようにしています。</p> <p>友達との関わりは自我の衝突が多い時期なので、保育士が仲立ちをすることで子どもの気持ちを聞きながら、相手の気持ちにも気付けるようにしています。2歳児クラスが3歳児クラスの幼児にお手伝いをしてもらう機会を作る事で、自分も小さい子を手伝ってあげたい気持ちに繋がるようにしています。スプーンやトイレなどの発達課題を保護者と連携しながら同じ目標に向かって、園と家庭で足並みを揃えています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児以上児の保育において適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。運動遊びや縄跳びでは「がんばり表」を作り、子ども自身が目標達成に近づくことの楽しみや動機づけにしています。3歳児では集団の中で自分から話を聞き、自覚を持って行動できるよう1対1で話をする機会を多く持つように努めています。活動の導入時には絵本や手遊びを用いて説明することで、興味関心と意欲の強化を図っています。</p> <p>職員の人員配置を15対1のところを15対2体制に強化し、安全な環境を整備しています。4歳児では集団の中でお当番活動を通し、人前で発表する経験をしています。遊びではルールのある遊びを集団で行ったり、1つの制作物を合わせ装飾し、1つの大きな完成品が作れることを集団の中で学んでいます。5歳児では子ども同士で話し合う機会から共に考え、互いに譲歩したり発展させたりしながら、より豊かなものになるよう必要に応じて援助しています。</p>		

【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。障害児の受入れに伴う環境面の配慮はエレベーターとバリアフリートイレがあります。玄関から保育室に上がり框がありますが事務所からなら車いすの入室が可能です。入園後に日々の生活の中から、保育士が子どもの発達の課題に気づく場合には保護者と相談し、北部地域療育センターなどの社会資源を案内しています。障害児が、気になって活動の妨げになるものは目隠しをすることで活動に集中できるようにしています。</p> <p>集団行動がとれない時や感情のコントロールが出来ない場合は、落ち着ける場所を確保し刺激を減らすようにしています。保護者との間の連絡を密にし、家庭と園での対応を整合性のとれた関わりにするよう配慮しています。園長と主任は研修で障害に応じた具体的な対応について学んでおり、担任は12月にキャリアアップ研修を受講しています。園のしおりで触れてはいるものの、健常児の保護者に対して障害児の保育に関しての情報を伝えていないため、今後は理解を得るための何らかの取り組みを実践して行きたいとしています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。スムーズに保育ができるように「夕方合同保育・延長保育の流れ」を作成し延長保育の保育士3名の業務分担を明確にすることで、保育補助と他の業務を効率的に行うことが出来るようにしています。</p> <p>0歳から5歳までの合同保育になるため部屋は玄関から最も近い広い部屋を使い、玩具を限定し安全に遊べるように留意しています。夕食に響かない程度の補食を提供し水分補給と空腹が少し満たされ、心地よくお迎えを待つことが出来るようにしています。担任から延長保育担当者に引き継ぐときはクラスボードを活用しています。その手順は「夕方合同保育；延長保育の流れ」に記載しルール化しています。また、延長保育日誌を作成し、引き継いだ子どもの様子を間違いなく保護者に伝えられるようにしています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づき、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて保育が行われています。「全体的な計画」に小学校との連携や幼児教育への共有事項などを掲げ就学を見据えた保育を行っています。年長の1年間で子どもは「小学校体験」として1から2か所の小学校で1年生と関わり、子どもが小学生になる事への展望を持つ機会を設けています。</p> <p>保育士は「小学校訪問」として近隣小学校の1年生のクラスの様子を見に行く事が出来るようになっていきます。数名の保育士が毎年参加をし、小学校の教員との意見交換の場で入学するにあたって乗り越えるべき具体的な課題や情報を得ています。「保育所児童保育要録」を園長と関係職員の協働で作成し、小学校職員に渡すとともに口頭でも子どもの状況を伝える機会が設けられています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理をマニュアルに基づき適切に行っています。入園時に提出された「健康の調査」で一人ひとりの健康状態・発育状態を把握しています。年間保健計画を法人の看護師会が作成し、年間での目標やねらいを明確にしています。園児の出席状況や健康観察、その後の経過を記録しており、職員全体が状況を周知しています。</p> <p>保育士・看護師・栄養士の三者連携で行う「健康集会」ではテーマに沿った健康教育を子どもたちに伝える為に寸劇などを用いて楽しみながら学ぶ機会を設けています。その内容やその時の様子を写真でまとめ玄関に掲示して保護者などに伝えています。月に1度「保健だより」として保護者に健康関連の情報提供や園での取り組みを記述し配布しています。園では「乳児幼児突然死症候群」を予防するため「SIDS表」を作成し0歳児には5分おきにプレスチェックを行っていますが、保護者に対し園での取り組みやSIDSに関する情報提供は相談を受けたときや送迎時に個別に伝えています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断・歯科検診の結果を保育に反映しています。入園が決定すると「入園時前検診」を実施し「児童票」と共に保管しており、保育士は必要な時にいつでも確認できるようになっています。園医による検診を0歳児、1歳児は年間6回以上、2歳児以上は年間4回以上行うよう計画と実施をしています。</p> <p>歯科検診は年に1回全園児対象で実施しており、結果は健康記録や児童票に記録し特記事項がある場合は即座に保護者に書面で通知しています。その他に毎月身体測定で身長と体重、頭囲と胸囲を測定し成長を記録しています。歯並びと運動能力の相対関係のエビデンスから歯科医の指導で子どもの運動量を増やすようにしています。手洗いの仕方は年3回の健康集会の中で子どもたちに指導を行っています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っています。主治医からアレルギー除去申請書類を受け、保護者からの聞き取った情報を除去食ファイルに記録し保護者に内容確認をとり、了承印を得た上で「アレルギー表」を作成しています。アレルギー表は職員全員で内容を把握するようにしています。</p> <p>提供する食材をすべて代替食材で対応しています。アレルギー食を提供する際には保育士と栄養士でダブルチェックをして誤食によるアレルギー事故を防いでいます。園のしおりにはアレルギー対応する時の申請についての記載があり、入園時に説明していますが他の保護者にアレルギー疾患や慢性疾患についての理解を求める取り組みを今後は計画していきたいとしています。</p>		

A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食事を楽しむことが出来るよう工夫をし、食に対する豊かな経験ができるよう「年齢別食育計画」に位置づけ取り組みを行っています。寝食分離をすることで落ち着いて食事出来るようにしています。少食の子どもに関しては、どのくらいの量を食べられるかを直接子どもに聞き取り、相談して減らす量を決めて、自分で決めた量は最後まで頑張っておくよう励ましています。</p> <p>食事の前には献立や食材の話をして食への関心を集めるようにしています。幼児クラスでは春から夏にかけて、園庭でプチトマトやナス、ピーマンなどの夏野菜を育てており、水やり、観察、収穫することで苦手だったものも少しずつでも食べる経験に繋がっています。更に地主農家の計らいで、みかん、柿などの収穫を体験させてもらったり、芋ほりした後で薪をして蒸籠で蒸しあげたりするなど食べ物に対する興味と感謝の気持ちを育てています。月に1回「給食だより」を保護者に配布し、子どもの食生活や園での食育に関する様々な取り組みについて伝えています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しています。添加物の多い食品の使用は避けて主に国産品の食材を使用しています。0-157などの食中毒対策として、果物やプチトマト以外の生ものは全て加熱処理し、麦茶は当日沸騰させて作ったものだけを提供するようにしています。</p> <p>乱暴にあつかうと割れる事を学ぶために食器は陶器のものを使用し割れないように丁寧に使用するようにしています。残量表や検食簿を献立作りの発案時に役立てています。食事の時間には栄養士や看護師が保育室に入り、実際に子どもたちが食べている様子を見ながら食材の形状や調理の工夫点を模索したり、残食のチェックを行って好みの傾向を把握したりしています。子どもたちの人気レシピを保護者の要望で給食だよりに掲載しています。行事食ではバイキング形式を取り入れて、いつもと違う雰囲気を楽しんでいます。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児は毎日の連絡帳で保護者と連携をとり、幼児は、クラスごとにその日の様子を玄関ホールに掲示しています。個別に連絡が必要な場合は、連絡帳で伝えますが、確実に伝わるように登降園時に保護者に口頭で伝えています。園全体の活動は、写真にコメントを加えて玄関ホールに掲示しています。子どもの様子、園の活動内容を可視化するなど工夫を重ねながら共通の理解を深めています。</p> <p>年に2回行う個人面談や参加型保育参観「親子プレイディ」の後に開催されるクラス懇談会では、子どもの成長をクラスの保護者と共有する情報交換の場に行っています。また、園全体で行う「夕涼み会」「運動会」「お遊戯会」では、園の活動の方針や子どもの成長の様子を園長が伝え、共に子育てをしていることやその成長を喜び合う機会に行っています。</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者の意向を理解し、適切な援助が行えるように日々のコミュニケーションに努めています。子ども同士のもめごとの内容や保育活動中に生じた怪我など、軽微に関わらず症状や園の対応を保護者に伝え、園生活でのちょっとした変化も保護者に伝えることで信頼関係が築けるように努めています。 保護者からの悩みや相談ごとは、しっかり受け止め、内容によっては、担任だけでなく、園長、栄養士、看護師から専門的なアドバイスをを行い、保護者が安心して子育てができる支援をしています。定期的に個人面談を行います。保護者の様子や要望から随時、相談を受ける体制を整えています。個人面談記録は必ず残しています。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 登降園時の親子の様子、日常の子どもの表情、着替え時の視診など全体的な観察を行い、虐待の早期発見・早期対応に努めています。虐待の可能性がある場合は、園長・主任に報告し、園長は、保護者との面談から状況を確認した後に必要な支援などの取り組みを検討します。行政への連絡や児童相談所など、関係機関との連携体制を整え、情報の交換をしています。 園独自のマニュアルは作成されていますが、マニュアルに基づいた職員全員の研修までには至っていません。全国保育士会による「人権擁護のためのチェックリスト」の自己評価は年1回行っていますが、更なる職員の理解を深めるために、職員自身の虐待に対する理解、自己評価、並びに虐待の予防や対応について学習していきたいとしています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> 保育士が主体的に保育実践の振り返りを行うために、子どもの発達年齢に合わせた年間、月間、週日、日誌の各指導計画に「ねらい・配慮」を記載し、各計画における「子どもの様子の振り返り・計画の振り返り」について自身とクラス担任全員で評価を行い、全体的な計画にぶれていないか確認をしています。年に2回行われる各職員の自己評価チェックシートで自身の保育実施について評価、反省を行い、職員全体の課題などを明らかにしています。 園長は改善課題を公開保育で採り上げ、保育活動に対する職員の意識向上と保育レベルの向上に繋げています。全職員の自己評価により、優れているところ、改善の必要なところなどを明らかにし、園全体の保育実践の自己評価に繋げています。園は、自己評価に基づく、保育の技術性、専門性の取り組みがまだ、十分ではないとし、更に専門性を高めていきたいとしています。		